

春日井市子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2の規定及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「設置運営要綱」という。）に基づき、本市に居住する児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点として整備する春日井市子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 支援拠点の業務は、青少年子ども部子ども政策課において実施する。

(業務の内容)

第3条 支援拠点の業務は、設置運営要綱に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 児童及びその家庭の支援全般に係る業務
- (2) 要支援児童及び要保護児童、特定妊婦等への支援業務
- (3) 児童及びその家庭、妊産婦等に係る関係機関の連絡調整業務
- (4) その他児童及びその家庭、妊産婦等に対する支援に関し必要と認められる業務

(職員の配置)

第4条 支援拠点には、子ども家庭支援員、心理担当支援員及び虐待対応専門員を配置する。

2 前項の職員は、設置運営要綱に定める資格等を有するものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、支援拠点の事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。